

訓令

埼玉県訓令第二十六号

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う技能職員のうち、知事の指定するものの休憩時間については、別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、別に定める。

附則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。